		14秒の地点と北緯40度33分11秒東経141度11分12秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯40度33分04秒東経141度11分12秒の地点と北緯40度33分02秒東経141度11分11秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯40度32分54秒東経141度11分11秒の地点と北緯40度32分53秒東経141度11分11秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯40度32分50秒東経141度11分10秒の地点と北緯40度32分45秒東経141度11分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯40度32分42秒東経141度11分10秒の地点と北緯40度31分58秒東経141度11分06秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯40度31分56秒東経141度11分06秒の地点と北緯40度31分13秒東経141度11分02秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	削除	6　(1)　埼玉県久喜市南１―10―29　(55.00) (2)　埼玉県加須市大字南大桑字上谷那683―１　(63.50)	北緯36度03分47秒東経139度40分26秒の地点と北緯36度06分43秒東経139度38分18秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［7～15　略］		［7～15　同左］	

［2～4　略］　　［2～4　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

三十九　平成二十七年総務省告示第百十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			改正前		
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域			1　［同左］		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲	区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1　略］			［1　同左］		